

○議決事件の追加（那覇市議会基本条例抜すい）

〔平成24年12月28日〕
〔条 例 7 8 号〕

（議決事件の追加）

第14条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第96条第2項の規定に基づき、次に掲げる議決事件の追加を行うものとする。

- (1) 那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。
- (3) その他議会が必要と認める計画等